

第二百四回国会 経済産業委員会 議 録 第十四号

令和三年五月十九日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 鬼木 誠君

理事 関 芳弘君

理事 山際大志郎君

理事 山岡 達丸君

理事 畦元 将吾君

井出 庸生君

石川 昭政君

神山 佐市君

黄川田仁志君

小林 鷹之君

繁本 護君

武部 新君

富樫 博之君

福田 達夫君

星野 剛士君

宗清 皇一君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

田嶋 要君

松平 浩一君

山崎 誠君

吉田 宣弘君

美延 映夫君

石崎 徹君

佐藤ゆかり君

武藤 容治君

斉木 武志君

中野 洋昌君

穴見 陽一君

池田 佳隆君

上野 宏史君

神田 裕君

工藤 彰三君

佐々木 紀君

鈴木 淳司君

辻 清人君

西村 明宏君

梶尾 雅宏君 成田 達治君 田辺 治君 油布 志行君 伊藤 豊君 石田 晋也君 井上 俊剛君 井上 卓君 蝦名 喜之君 宮崎 敦文君 小林 洋子君 多田 明弘君 河西 康之君 中原 裕彦君 矢作 友良君 三浦 章豪君 須藤 治君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 梶尾 雅宏君 (内閣官房内閣審議官) 成田 達治君 (公正取引委員会事務局局長) 田辺 治君 (金融庁総合政策局審議官) 油布 志行君 (金融庁総合政策局審議官) 伊藤 豊君 (金融庁総合政策局参事官) 石田 晋也君 (金融庁総合政策局参事官) 井上 俊剛君 (金融庁総合政策局参事官) 井上 卓君 (総務省統計局統計調査部長) 井上 卓君 (政府参考人) 蝦名 喜之君 (文部科学省大臣官房審議官) 宮崎 敦文君 (厚生労働省大臣官房審議官) 小林 洋子君 (厚生労働省大臣官房審議官) 多田 明弘君 (経済産業省大臣官房長) 河西 康之君 (経済産業省大臣官房審議官) 中原 裕彦君 (経済産業省大臣官房審議官) 矢作 友良君 (経済産業省大臣官房審議官) 三浦 章豪君 (政府参考人) 須藤 治君 (経済産業省大臣官房審議官) 須藤 治君

委員の異動 五月十九日 補欠選任 小林 鷹之君 井出 庸生君 武部 新君 繁本 護君 逢坂 誠二君 田嶋 要君 菅 直人君 小熊 慎司君 高木美智代君 吉田 宣弘君 政府参考人 (経済産業省経済産業政策局長) 新原 浩朗君 (経済産業省通商政策局長) 広瀬 直君 (経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長) 風木 淳君 (経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官) 山本 和徳君 (政府参考人) 佐藤 悦緒君 (経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長) 小野 洋太君 (資源エネルギー庁省エネルギー部) 茂木 正君 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君 (政府参考人) 奈須野 太君 (中小企業庁次長) 飯田 健太君 (中小企業庁事業環境部長) 村上 敬亮君 (中小企業庁経営支援部長) 村岡 宏信君 (経済産業委員会専門員) 宮岡 宏信君

同日 井出 庸生君 補欠選任 黄川田仁志君 繁本 護君 武部 新君 小熊 慎司君 伊藤 俊輔君 田嶋 要君 松田 功君 吉田 宣弘君 高木美智代君 同日 補欠選任 黄川田仁志君 池田 佳隆君 伊藤 俊輔君 菅 直人君 松田 功君 逢坂 誠二君 同日 補欠選任 池田 佳隆君 小林 鷹之君 五月十八日 新型コロナ危機打開のため持続化給付金の再給付の実施に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第九七七号) 同(笠井亮君紹介)(第九七八号) 同(穀田恵二君紹介)(第九七九号) 同(長谷川嘉一君紹介)(第一〇〇九号) 小規模事業者に対する社会保険料負担軽減支援策等に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一〇二四号) は本委員会に付託された。 本日の会議に付した案件 政府参考人出頭要求に関する件 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二三三号) ○富田委員長 これより会議を開きます。

二百四十一件であったものが二〇二〇年度に七百六十件と、年々増加をしている状況にございませう。

他方で、やはり経営者の高齢化あるいは新型コロナウイルス感染症の影響などによつて廃業が増加しているという現状を踏まえ、中小企業がMアンドAを円滑に行える環境を速やかに整備するということも大事だと思っております。

今回の法案で措置している会社法の特例についての御指摘でございますけれども、これは、相続いたし主と株主がほとんど分散していくという傾向がございます。株主名簿に記載はあるけれども連絡が取れない所在不明の株主が存在するため、MアンドAを含めて事業承継の手続が速やかに進められないということがあるという現場での課題に対応しようとしたものでございまして、少し具体的な話を申し上げますが、会社法では、五年以上連絡が取れない所在不明の株主の株式を買い取ることを認められているわけでございますけれども、本法案では、非上場の中小企業を対象に、会社の代表者が高齢などの理由で事業活動の継続に支障が出ていること及び一定の株主の所在が不明であることにより円滑な事業承継が困難となつておることにつきまして、経済産業大臣の認定を受けた場合に、五年を一年に短縮できる措置を盛り込んでおられます。

本法案の措置も含めまして、あらゆる施策を総動員することで、引き続き円滑な事業承継を後押ししてまいりたいと考えております。

○美延委員 最後に、大臣に、バーチャルオンライン型株主総会の実施に向けて政府の見解、それから大臣の御見解を教えてください。

○梶山国務大臣 我が国の会社法では、株主総会を招集する場合に、その場所を定めなければならぬこととされており、バーチャルオンラインの株主総会は認められておりません。

こうした中、現行法の下でもできる取組として、経済産業省では、インターネット等からの出

席もできるハイブリッド型のバーチャル株主総会について、昨年以來、実施ガイドや事例集を作成してきたところであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大等も踏まえて、株主等が物理的に一切集まらず株主総会が開けるよう、本法案において、場所の定めのない株主総会に関する会社法の特例を創設し、バーチャルオンラインの株主総会の実施を可能といたしました。

具体的には、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、バーチャルオンラインの株主総会を開催できることとしており、その活用に向けて、関係省庁とも連携して対応してまいりたいと考えております。

○美延委員 ありがとうございます。終わります。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日最後の質疑者として、これから三十分間よろしくお願いたします。

まず、今回は産業競争力強化法改正の議論ということで、これまで様々な論点から議論を深めさせていただきまして、本日は、少し視点をやや高く持ちまして、この法案、法改正の内容にとどまることがない企業支援策全般について取り扱っていきたいというふうに思っております。

まず最初は、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大によつて、事業者の皆様、大変苦しい状況に置かれております。こうした方々を支えるために、これまで持続化給付金や一時支援金、そして現在はいくつか公表されました。その中で、一時支援金について本日はまず質問をさせていただきたいと思っております。

今日の配付資料の一を御覧いただきたいと思いますが、一時支援金というのは、今年の一月に緊急事態宣言、二度目の宣言が発出されたことを受けて設けられた支援策でございますが、この一時支援金を受給するためには書類の事前確認が必要

だ。この事前確認を手伝った事業者に対して一定の手数を国が支払うという規定があるわけですが、その規定の部分を抜き出した文書はこちらの資料に掲載してございます。

黄色くマーカーをつけたところを見ていただきまして、登録確認機関の確認後受給者数が三十者以上の場合には、この受給者数が千円を乗じた額を国が支払う、こんなことが書かれているわけでありまして、さらに、その下に目をやっていたら、と、ただし、この事務手数料は辞退することもできます、辞退する場合には、確認した事業者が依頼した人から直接その報酬を受け取ることもできますよと。要するに、国から事務手数料を受け取るか、依頼した方から直接報酬をもらうかというのを事業者が選択をできるというふうな制度になつておられるわけでありまして。

ですけども、やはり今コロナで、依頼する側もかなり経営状況が厳しい中でこういう制度を活用するわけですから、余り高い報酬を要求してしまつて依頼した側も困つてしまつておられること、配慮規定もここに明記されておられます。

まず最初の質問なんですけれども、まず伺いたいのは、国から支払われる事務手数料、一者当たり千円という水準になります。これがなぜ千円として決まっているのか。一部事業者、事前確認をする事業者からの声としては、この千円という水準は余りにも安いんじゃないか、こんな不満の声も漏れ聞こえているわけですが、この千円というものの根拠について教えてください。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。一時支援金の事前登録の事務手数料でございますけれども、御指摘のとおり、国から事務手数料として、一件当たり千円の事務手数料を支払うこととしてございまして。

この事前確認における具体的な作業でございまして、事務局が定める書類の、帳簿などの有無の確認や、宣誓内容に関する質疑応答などの形式的な確認ということでございます。その金額

につきましては、事務局においてこのような事前確認作業をシミュレートした際に要した時間、それから各府省等申合せの謝金の単価、こういったものを勘案した上で算定したものでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今御答弁の中には具体的な数字は出ませんでしたが、事前に事務方からも教えていただいたら、実際にその作業をシミュレートしてどのくらい時間がかかるのかというのも検証した上で、ある程度、千円というのを出したというふうな御意見は、是非、確認している事業者からは、この千円という水準に対してやはり不満の声が多いのも事実でありますので、その辺りはよく丁寧に説明をしていただきたいと思います。

次の質問なんですけれども、今度はちよつと立場が変わりまして、依頼する側の立場になつて質問させていただきます。

国からの事務手数料の給付を辞退した場合には、依頼した側から直接報酬を受けられるというルールになつておられるわけですが、中には一件当たり数万円単位の報酬を要求した例もあるというふうな聞き及んでおります。今度は、依頼する側からしたら、やはりできるだけ報酬は低い方がいいわけですが、少額な方が利用しやすいわけですから、この辺りの是非配慮をという声も届いております。

国のこの規定、文章によれば、柔軟に対応するようお願いいたしますという非常に抽象的な文章になつておられて、どれくらいの報酬水準が妥当なのか、許容されるのか、こういったところについては情報がございます。この報酬を直接事業者が設定する場合の考え方について、改めてその考え方を教えてください。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。国からの事務手数料を辞退する登録確認機関において、その機関自身で設定した手数料を求められている場合もあるというふうな承知をしております。これは、個人の士業の方などの場合、申請書類

席もできるハイブリッド型のバーチャル株主総会について、昨年以來、実施ガイドや事例集を作成してきたところであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大等も踏まえて、株主等が物理的に一切集まらず株主総会が開けるよう、本法案において、場所の定めのない株主総会に関する会社法の特例を創設し、バーチャルオンラインの株主総会の実施を可能といたしました。

具体的には、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、バーチャルオンラインの株主総会を開催できることとしており、その活用に向けて、関係省庁とも連携して対応してまいりたいと考えております。

○美延委員 ありがとうございます。終わります。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日最後の質疑者として、これから三十分間よろしくお願いたします。

まず、今回は産業競争力強化法改正の議論ということで、これまで様々な論点から議論を深めさせていただきまして、本日は、少し視点をやや高く持ちまして、この法案、法改正の内容にとどまることがない企業支援策全般について取り扱っていきたいというふうに思っております。

まず最初は、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大によつて、事業者の皆様、大変苦しい状況に置かれております。こうした方々を支えるために、これまで持続化給付金や一時支援金、そして現在はいくつか公表されました。その中で、一時支援金について本日はまず質問をさせていただきたいと思っております。

今日の配付資料の一を御覧いただきたいと思いますが、一時支援金というのは、今年の一月に緊急事態宣言、二度目の宣言が発出されたことを受けて設けられた支援策でございますが、この一時支援金を受給するためには書類の事前確認が必要

だ。この事前確認を手伝った事業者に対して一定の手数を国が支払うという規定があるわけですが、その規定の部分を抜き出した文書はこちらの資料に掲載してございます。

黄色くマーカーをつけたところを見ていただきまして、登録確認機関の確認後受給者数が三十者以上の場合には、この受給者数が千円を乗じた額を国が支払う、こんなことが書かれているわけでありまして、さらに、その下に目をやっていたら、と、ただし、この事務手数料は辞退することもできます、辞退する場合には、確認した事業者が依頼した人から直接その報酬を受け取ることもできますよと。要するに、国から事務手数料を受け取るか、依頼した方から直接報酬をもらうかというのを事業者が選択をできるというふうな制度になつておられるわけでありまして。

ですけども、やはり今コロナで、依頼する側もかなり経営状況が厳しい中でこういう制度を活用するわけですから、余り高い報酬を要求してしまつて依頼した側も困つてしまつておられること、配慮規定もここに明記されておられます。

まず最初の質問なんですけれども、まず伺いたいのは、国から支払われる事務手数料、一者当たり千円という水準になります。これがなぜ千円として決まっているのか。一部事業者、事前確認をする事業者からの声としては、この千円という水準は余りにも安いんじゃないか、こんな不満の声も漏れ聞こえているわけですが、この千円というものの根拠について教えてください。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。一時支援金の事前登録の事務手数料でございますけれども、御指摘のとおり、国から事務手数料として、一件当たり千円の事務手数料を支払うこととしてございまして。

この事前確認における具体的な作業でございまして、事務局が定める書類の、帳簿などの有無の確認や、宣誓内容に関する質疑応答などの形式的な確認ということでございます。その金額

のコンサルティング、あるいは申請手続のサポートなど、事前登録で、先ほど申し上げましたことに加えまして、追加的な支援を行っている場合もあるためというふうに承知をさせていただきます。

中小企業庁といたしましては、申請者が登録確認機関を選択するに当たっては、それぞれの申請事業者の方々の御自身の状況に基づきまして、日頃おつき合いのある土業の先生方とかあるいは金融機関といったようなこともあると思っておりますので、様々な要素を踏まえて選択するものと承知しております。なかなか、一義的なあるべき姿、あるいは一義的なあるべき料金水準というものを決めることは困難であるとは考えてございます。

ただし、御指摘のとおり、これらの機関が社会通念上不当に高額と思われる手数料を要求するということは、本制度の利用を予定している事業者が非常に厳しい経営環境にあるということも踏まえると、制度趣旨に反しており、不適切なものと考えております。

したがって私ども、事業者の利便性という観点からは、登録確認機関を見つけないことが困難な方を対象ということでございますけれども、三月の二十四日より事務局において無料の登録確認機関を設置して対応しているところでございまして、

○浅野委員 ありがとうございます。
こゝまでは一月の緊急事態向けにつくられた一時支援金の内容についてでありましたが、今度は、現在まさに検討がされている月次支援金について質問させていただきます。

この事務手数料の考え方、一時支援金のときには、基本的に申請するたびに書類の事前確認が必要でしたのでこういう関係者の協力も必要だったわけですけども、今回、月次支援金に關して言え、一月のときに一回書類を提出していただければ、今回は毎月の売上伝票だけでいいんだと、提出書類の簡略化も検討していただきました。そこについては非常に評価をしております。

がかなり大幅に減るのではないかとこのように思っているわけでありまして、これは、今回、三十者以上という最低ラインを超えないと事務手数料の給付対象にならないといったような要件もありませんので、この辺り、月次支援金になったときにはこの事務手数料の運用方法が変わるのか変わらぬのか、その辺りをお示ししたいだきたいと思っております。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。
今委員からも御指摘ありましたように、月次支援金の手数料につきましては、一時支援金と同様のスキームを前提にということでございましてけれども、現在検討中でございます。

月次支援金につきましては、緊急事態宣言などの発出状況を踏まえまして、一月ごとに支援金を支給するというものでございまして、登録確認機関に対する事務手数料の支払いにつきましても、一月ごとに一定件数以上の事前確認を行った場合とする方向で検討してございます。

一方で、まさに一定件数以上ということでございますけれども、今委員御指摘のとおり、月次支援金におきましては、一時支援金や月次支援金を受給したことがあるという事業者は登録確認機関による事前確認自体を省略されるということになりますので、事前確認の総数は私どもは減るといふふうに考えてございます。

こうした状況を踏まえまして、事前確認の件数につきましても、三十者の基準値につきましても今後改めて検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員 是非お願いします。
この月次支援金については最後の質問になりましたが、先ほどからこうやって質疑をしておりますが、一時支援金、月次支援金、似たような制度なのに一々言い換えなければいけないのは大変です。また、実際に事業者の方々からも、持続化給付金、一時支援金、月次支援金、毎回毎回名前が変わるし、書類の提出もしなきゃいけない、今回そこは改善されますけれども、非常に分かりづらいつらいつらという声をいただいております。

是非、今後は、月次支援金でも一時支援金でもいいので、名前を恒久的に運用していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘のとおりでございます。持続化給付金は、昨年、十二月分の支援ということで実施したものでございます。他方で、一時支援金につきましては、本年一月から三月に発令された緊急事態宣言に伴うことでございまして、三か月分の支援ということでございます。

この度の月次支援金でございますけれども、今度は、四月以降の緊急事態宣言、蔓延防止等重点措置に伴う影響を受けた事業者を対象として、これは一月ごとに支援金を支給するというものでございまして、いずれも制度が違いますので、制度趣旨、支援内容が異なりますので、名称を変更したわけでございます。

この月次支援金の制度の下では、今後は、宣言が行われる地域や時期が変わっても、現在の制度や名称によって支援金の給付を行うことが可能となるのではないかとこのように考えてございまして、御指摘のとおり、名称の違いによって申請者が混乱されるといふこと、これは避けなければならぬと思っておりますので、分かりやすい制度、仕組みとなるようにまず取り組んでいきたいと思っております。その時々で申請可能な制度につきましても、しっかりと私どもとして周知広報も実施してまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。
では、続いて次のテーマに移りたいと思っております。
産業競争力という言葉を使ったときに一つイメージするのは、産業競争力を強めたいと思ったときには、まずやはり技術力の強化だつたり製品の魅力を上げよう、こういうアプローチが広く知られて取られておりますが、もう一方で、取引を行う力、取引を継続する力というの、これは産業競争力のうちに入るとはどうか、このように

思っております。
そういった観点でいいますと、最近、日本にとどまらず世界中で人権問題というのが注目をされておりました。人権問題を抱える国やその地域との取引、事業活動というものに対しては、一種の経営リスクとしてみなされるような機運が高まっております。

日本国内においても人権デューデリジェンスという言葉を最近よく聞くようになったわけですが、次のテーマは、この人権デューデリジェンスについて経産省の考え方を伺っていただきたいと思いますが、まず、そもそも人権デューデリジェンスというのはどういった意味なのか、その定義を含めて、政府の見解を教えてくださいませんか。

○広瀬政府参考人 お答え申し上げます。
人権デューデリジェンス、どういふものかというところでございますけれども、国連のビジネスと人権に関する指導原則、ここにも記載があります。人権が、その企業の活動と取引関係に關して、人権への悪影響を特定して、予防して、軽減し、対処方法を説明すべく、人権への影響評価、調査結果への対処、そして対応の追跡調査、対処方法の周知などを実施することであるといふふうに理解しております。

○浅野委員 ありがとうございます。
その人権デューデリジェンスに関する動きといましようか、対応が世界各国で今進んでいるといふふうに向つております。

例を挙げれば、ウイグル地区で生産をしたものを輸入しないとか、あるいはその地域に輸出をしていないとかいった対応をしている国もあるやと聞いております。それに関する法整備も世界各国で進んでいるという状況を聞いております。
改めて、今世界でどのような対応がされているのか、諸外国における法整備の状況について、簡単に教えていただけますでしょうか。
○広瀬政府参考人 お答え申し上げます。
先ほど申しました国連のビジネスと人権に関する

る指導原則を踏まえまして、これまででは世界各
国、様々な方法でこの企業の人権デューデリジェ
ンスの促進を図ってきたものと承知をしております。

そうした中で、近年、欧米諸国を中心に、企業
に對しまして、人権デューデリジェンスの導入、
あるいは関連する取組の開示などを義務づける法
整備の動きが進んでいるというふうな認識をして
おります。

例えば、イギリス、フランス、オーストラリ
ア、こういった国々では、一定の売上高あるいは
従業員数以上の企業に對しまして、人権デューデ
リジェンスの実施や開示を義務づける法令を設け
ているというふうな承知をしております。また、
ドイツ、EU、カナダ、こういった国々でも、同
様の法案が準備されているというふうな認識して
おります。

○浅野委員 ありがとうございます。
今るる御開示いただきましたけれども、本日の
資料の二の方にも、併せていただいた資料を少し
掲載させていただきました。

これを見ますと、既に、今御紹介いただいた英
国、フランス、オーストラリア、さらには米国、
EUといったところが、その法整備を既に進めて
きている。さらには、現在、法整備の最中なの
が、ドイツやカナダなども法整備を進めている状
況だということであります。

そして、最近、近年の特徴としては、この表の
真ん中あたりになるんですが、「義務違反に對する
罰則」という行を見ていただきますと、最近制
定された法案あるいは今検討されている法案には
罰則規定が盛り込まれているということで、諸外
国においてはかなり強い意思で、この人権問題
に、人権デューデリジェンスに取り組んでいるこ
とがうかがえると思えます。

對して、では、日本、我が国はどうかとい
うことなんですけれども、今度は、国内における
この人権デューデリジェンスに関する取組の状
況、制度の整備状況等を含めて教えていただき

いと思えます。
○広瀬政府参考人 お答え申し上げます。

この人権デューデリジェンスの実施も含めまし
て、サプライチェーンにおける人権への配慮、こ
れにつきましましては、先ほど申し上げました関連の
ビジネスと人権の指導原則あるいはOECDのガ
イドラインなどを踏まえまして、企業が自らの経
営判断として適切に取り組むべき課題であるとい
うふうな認識をしております。

日本政府は、昨年十月に、ビジネスと人権に関
する行動計画といったものを策定しましたけれど
も、ここにおいても、企業に對して、人権デュー
デリジェンスの導入促進を期待する旨を表明して
おります。

そうした人権デューデリジェンスの実施方法で
ございますけれども、既にOECDの責任ある企
業行動のためのデュー・デリジェンス・ガイド
スなどにおきまして、人権に関するリスクの特
定、評価、対策実施といった一連の実施手順につ
いての実務的な方法が具体的に示されておりま
すし、また、そのほか、衣類・履物、飲物、こう
いった一部のセクターにつきましましては産業特有の
リスクがあるものから、こういったリスクを
踏まえまして、詳細な手引書が存在をござい
ます。

日本政府としては、こうした国際的なガイド
ス、あるいは昨年十月に策定しました行動計画の
周知啓発を行って、産業界の意識向上、取組の促
進を行っているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。
今、政府としての取組状況について教えていた
だきました。

時間の関係で私の方から紹介をさせていただきます
ますが、日本の産業界においても、この政府から
の働きかけに應じて、近年、経団連を始めとし
て、この人権に、コーポレートガバナンスに関す
る新たな方針を発表しておりますし、こうしたこ
とが徐々に広がりを見せておられますが、大臣
に、このテーマでは最後にお伺いいたします。

ただ、そうはいっても、人権デューデリジェ
スという言葉自体がまだまだ広がっていない状況
がございます。そして、国内企業の現場で、今、
人権に對する取組というと、例えばハラスメント
対策であったりとか男女共同参画だとか、あくま
でも職場内での人権問題の解消というところにま
だまだとどまっているのかなと。グローバルなサ
プライチェーン全体に目を向けて、そのサプライ
チェーン全体の、人権を、リスクを低減する、撲
滅していく取組というのがまだまだ私は弱いと感
じております。

大臣として、この人権デューデリジェンスの必
要性に對して今どのようにお考えか。そして、今
後に向けたお考えがあれば、是非お聞かせいた
だきたいと思えます。

○梶山國務大臣 国際社会において人権問題への
関心が高まる中、海外事業を展開する企業にとつ
て、企業行動が国際基準に照らして評価される国
際的な流れとなつてきております。このため、企
業は、その原料の調達を始めとするサプライ
チェーンも含めて、自ら事業における人権に関す
るリスクを特定し、対策を講じる必要に迫られて
いるのが現状であります。

こうした中、日本政府は、昨年十月、ビジネス
と人権に関する行動計画を策定しました。この行
動計画では、企業に對して、人権デューデリジェ
ンスの導入促進を期待する旨を表明しておりま
す。まずは、本行動計画の周知啓発を行い、産業
界の意識向上、取組の促進に努めていくことが重
要であると考えております。

経産省としても、昨年十月の行動計画策定後の
企業の取組状況についての実態の把握に努めると
ともに、国内外の情報も収集しながら、今後どの
ように対応すべきかについて、関係省庁とも議論
をしております。

○浅野委員 是非お願いいたします。
最近、エネルギー分野では、カーボンニュ
ートラルに取り組んでいる企業に投資が集まるよう
な動きが出てきております。それと同時に、人権

デューデリジェンス対策をしている企業にこれか
らは投資が集まる、若しくは取引が集中する。逆
に、人権問題を軽視しているような企業には、取
引の機会を失ってしまうような、そんなリスクも
含まれているというふうには私は考えております。

産業競争力の強化に對して、今回、産競法の改
正を議論してまいりました。技術や人材への投
資、そして、様々な、そのほかの施策を通じて国
内企業の競争力を高めるのはいいんですが、それ
も、是非やっていただきたいんですが、高めた結
果、一方で、人権問題が原因となつて、取引機会
を失つたり、グローバルな取引ネットワークから
排除されてしまうようなことがないように、是非
こちらの観点でも経産省には陣頭指揮を取って
いただきたい、そのように思っておりますので、よ
ろしくお願いたします。

最後のテーマに移りますが、最後はエネルギー
の部分についても伺つていきたいと思えます。
特に今日は、産業用の電気料金に着目して質疑
をさせていただきますと思うんです。

我が国は産業用の電気料金と家庭用の電気料金
という二つの料金体系を持っております。産業用
に對して言えは、現在の日本の電気料金ほどのく
らいなのか、そして、諸外国と比べたときに、我
が国の産業用電気料金がどのような水準にあるの
か、改めて政府に最新状況を教えていただきたい
と思えます。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

東日本大震災以降、火力発電の割合が非常に増
えていますので、燃料費の増大、また、再エ
ネの導入拡大ということを最大限導入ということ
で、FIT法によつて進めておるわけでございま
すが、これによる賦課金の増加等がございま
す。こういうことを踏まえまして、二〇一九年の日
本の産業用電気料金単価は、震災前に比べて約三
割上昇しているところでございまして、一キロ
ワットアワー当たりで約十七・九円となつてござ
います。
これにつきまして、諸外国と比較した場合、日

本の国際的な位置づけということをお問合せでございますので、IEAのデータに基づきまして御答弁申し上げますと、日本の十七・九円に比較した場合、ドイツが十五・九円、イギリスが十六円という水準でございます。

もつと安い国という意味で申し上げますと、化石燃料が国内で生産されますアメリカの場合は七・四円、また、公社が電力小売を担っておりまして韓国の場合十・三円、また、原子力発電が安定的に供給されているフランスの場合十二・八円という状況でございます。

なお、日本よりも産業用電気料金が低い国といましては、イタリアが二十・二元という状況でございます。

今後、再生エネ導入のための賦課金の負担ですが、脱炭素、安定供給確保のためのシステムとしての追加コストの増加等ということが想定される中で、システム改革による競争の促進ですとか、低コストな電源の活用といったことによりまして電気料金の最大限の抑制に努めていきたい、このように考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今の答弁からも分かるように、我が国の産業用電気料金というのはかなり高いという印象がございますし、やはり大震災以降、火力発電の割合が増えて、電気料金が相対的に高くなった結果、特に電力多消費産業の負担が増えて、経営にも大きな影響を及ぼしている状況でございます。

是非、政府には、電力コストに対する意識をもっと強く持つていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

次、大臣に伺いますが、今答弁にもありましたが、これから再生エネの導入拡大や系統への投資がかさむことによつて、電力コストの増加というものが予想されております。これをできるだけ抑えていきたいというような答弁がありましたけれども、政府が第五次エネルギーミックスを策定したときの資料を見ますと、電力コストについては、策定当時の現状よりも引き下げるといふ政策目標

が設定されておりました。当時の水準よりも引き下げるという政策目標に従って策定されたのが第五次エネルギー基本計画でございます。

現在第六次が検討されている中ということなんですけれども、じゃ、今はどうなのか。電力コストについては現状よりも下げるという政策目標なのか。先ほどの答弁を聞くと、これから上がることをある程度許容しながらも、その上がり幅を最小限に抑えるんだという政策目標なのか。私は、当然前者、あくまでも前者を支持したいと思うわけなんですけれども、現在はどのように考えているのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたように、今現状におきまして申し上げますと、再生エネの導入による賦課金の増大の面もございまして、今後の導入に伴いますシステムコストの増大の面もございまして、ある程度時間軸で考えていく必要はあるのかと思っております。

最終的には、カーボンニュートラルな社会を実現していくためには、脱炭素の電源が日本に定着していくことが必要かと思っております。しかし一方で、安定供給も非常に重要なことでございまして、私どもの経済、暮らしというものを維持していくためのものというものは不可欠な電力でございます。この部分のコストというものを我々は考えなければならぬ。

最終的な目標からいたしますと、これまでのエネルギー基本計画に定めてございますような、コストを上げていかなければならないことになってくるわけでございますが、今現状においては、その将来に向けての投資ということのある程度の上昇の局面はあるかと思っております。

しかしながら、先ほど御答弁申し上げましたけれども、システム改革を進めていくということ、さらには低コストな電源ということを活用していくこと、競争を促進していくということ、様々なことを通じて、最終的には、産業界、経済

界、そして国民の皆様方が、安いコストで電気料金を負担いただき、利用いただけるような仕組みにしていくということが目標かと考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

もちろん、投資がこれから進んでいく段階においては多少電気料金が上がるかもしれないけれども、その先を見据えてということだと思っております。これから、じゃ、そのコストがどのように動いていくのか、エネルギーミックスをどのように設計するかどうかというふうに影響が及ぶのかというのを、先日、このシミュレーション結果が政府から公表されております。

本日、資料の四と五の部分に、そのまとめの部分のみ抜粋して表示をさせていただいたんですが、これは先日出たばかりで、私もよくヒアリングができておりませんが、この分析結果をどう見るとかというところを政府の方から簡単に御説明いただければでしょうか。

○小野政府参考人 これは二〇五〇年におけるカーボンニュートラルを目指す上でのシナリオ分析ということでございまして、まず前提といたしまして、このシナリオ分析というのは、二〇五〇年におけるいわゆるエネルギーミックスを定めるものではございませんで、幾つかの複数のシナリオ、これを考えまして、それに基づく政策的な課題、それから、それを解決するための政策、これを考えていくとすると、このためにシナリオ分析をしているものでございます。したがって、複数のシナリオ分析をしているということでございます。

その幾つかの、まず、このシナリオをどうやって選んだかということでございますけれども、まず参考値のケースということでございまして、これは昨年十二月に、大まかですけれども、大体こういうエネルギーミックスにしたらどうなのか、再生エネが五から六割、原子力と火力を合わせて二から三割、それから水素、これを一割というものが参考値ということでございまして、この参考

値のケースを実現すると、総発電電力量、再生エネ、原子力、水素・アンモニア、CCUS、この割合がどうなるかということで、これが出てきたものでございます。

その過程で、いわゆる電力コスト、これも一応目安が出てくるということでございます。そこは、例えば、参考値のケースの右に書いてございますけれども、電力の限界費用は二十四・九円になります。ただ、これは、今の電力コスト、今答弁を申し上げた電力コストではございませんで、これにシステムコスト、大体十円というイメージをしていただければと思っておりますけれども、参考値のケースですと、電力コストは三十五円ぐらいになる、こういうものでございます。

これは、参考値のケース以外に、例えば再生エネを一〇〇%にするかというところでございまして、この場合は再生エネだけに頼るわけでございますので、限界費用のコストが、限界費用が上がりまして五十三・四円、これに十円を乗せる、こういうことでございまして。

再生エネが飛躍的に増大する場合、それから、それ以下の場合、原子力の活用は、参考値の上では一割で計算したんですけども、原子力を仮に二割使ったらどうなるかということでございまして。水素・アンモニア、CCUS、カーシェアリング、これは、いろいろな技術が進展して、例えば、水素、アンモニアの価格が下がると、当然、これに依存するわけですから、この比率が上がるといふことで、複数のシナリオをやりました、電力コストがどうなるかということを試算した、こういうものでございます。

○浅野委員 ちよつと時間が来てまいりましたので、残りの議論はこれからも行わせていただきたいと思っております。最後にお願いしたいのは、産業用電気料金というものに着目をして、この負担をいかに減らすのかという議論、政府内でも是非積極的にやっていただきたいと思っております。今後の委員会でも取り上げていきたいと思っております。本

日はこれで終わります。

○富田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○富田委員長 これより討論に入ります。討論の申出がありますので、これを許します。笠井亮君。

○笠井委員 私は、日本共産党を代表し、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案に対し、反対の討論を行います。

産競法は、その前身である産活法以来、株主資本利益率、ROEの向上を最優先とした、大企業のリストラ、人減らしを支援することで、株主資本主義、株価資本主義を推し進めてきました。

本法案は、この間の構造改革と規制緩和によって、多国籍企業の競争力が強化される一方、国民の暮らしや雇用を破壊してきた実態に何の反省もないばかりか、さらに、コロナ禍に乗じた惨事便乗型リストラを推進するものであり、断じて容認できません。

反対理由の第一は、規制のサンドボックスの恒久化が、将来にわたり、国民の日々の暮らしの場を企業の実験場とし、際限なき規制緩和をもたらすことになるからです。雇用や労働に関わる労働法制の引下げや、国民の安心、安全、命に重大な危険を及ぼすことにもなりかねません。

第二は、コロナ禍を奇貨とした大企業のリストラ、事業再編の促進が、一層の雇用破壊と中小企業、地域経済の切捨てを招くからです。規模拡大を目指し中堅企業に成長する事業者への支援の重点化も相まって、地域経済の担い手、雇用の支え手として必死に頑張る小規模事業者の淘汰をもちあらしかねません。今やるべきは、一社も潰さない、一人も路頭に迷わせない、誰一人取り残さないための支援を拡充強化すること、そして、コロナ禍のしわ寄せが集中するフリーランスが人間らしく働く権利を保障することです。

反対理由の第三は、グリーン社会への転換、脱

炭素を名目に、原発の永久活用を進め、再生可能エネルギーの導入を阻害するものとなっているからです。東京電力福島第一原発事故から十年、事故は終わったところか、被害はなお深刻で、一層拡大しています。今政治がなすべきは、原発事故の痛苦の反省と教訓を踏まえ、再エネ中心の原発ゼロの道に踏み出すことです。老朽原発の再稼働や新型原発の開発など、一体いつまで原発にしがみついているのですか。省エネ、再エネ中心のエネルギー政策への転換を強く求め、反対討論とします。

○富田委員長 これにて討論は終局いたしました。内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○富田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○富田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、佐藤ゆかり君外四名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、公明党、日本維新の会・無所属の会及び国民民主党・無所属クラブの五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されており、提出者から趣旨の説明を求めます。齊木武志君。

○齊木委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一 我が国が国際的に遜色なくカーボンニュ

トラルの実現及びデジタルトランスフォーメーションを進めることができるよう、今回追加される支援措置の他にも様々な政策手段を総合的に活用し、官民の投資の一層の促進を通して目標達成を可能とする方策について、更に検討を進めること。

二 カーボンニュートラル及びデジタルトランスフォーメーション等の先進分野において我が国が国際競争力を失うことなく、コロナ後の事業再構築を迅速に進めることができるよう、今回措置される新たな計画認定制度の運用に当たっては、迅速かつ効率的な事業者支援に努めること。

三 新たな計画認定制度を含む多数の計画認定制度を通じた事業者支援については、時代状況への適合性や利用者の利便性、その政策効果等の観点からその在り方を不断に検証し、我が国の産業競争力の強化のため真に実効性のある制度となるよう、引き続き整理統合等について検討を行うこと。

四 中小企業に関する制度改革に当たっては、中堅企業への成長を図る企業への支援だけでなく、中小企業にとどまらざるを得ない事業者や地域に根差した小規模事業者が切り捨てられることなく、また従業員の適切な賃金水準が確保されるよう、必要な予算措置も含め、引き続き十分な支援措置を講じること。

五 中小企業・小規模事業者であっても新たな計画認定制度を負担感なく利用することができよう、認定支援機関による支援や周知の徹底、手数料の適正化等の必要な措置について検討すること。

六 我が国のイノベーション促進に向けて、産業革新投資機構の機能強化も含め、ベンチャー企業への投資拡大に目標を持って取り組むとともに、ベンチャー企業支援策の一層の充実を図ること。

七 相対的に立場の弱い中小企業・小規模事業者及びフリーランスの労働者等の権利が不当

に侵害されること等がないよう、引き続き、その地位の向上、適切な労働環境及び公正な取引環境の整備に向けた検討を進めること。

八 下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度の運用に当たっては、自由かつ公正な取引機会が確保されるよう、認定事業者による取引の公平性や透明性の確保に努めること。

九 債権譲渡における情報システムを利用した第三者対抗要件の特例の運用に当たっては、債権譲渡通知を受けた債務者による新旧両債権者に対する二重払いの危険を防止するとともに、詐欺等の犯罪行為の手段として利用されることのないよう、認定対象となる情報システムに係る厳格なセキュリティ要件等の設定、二重払いの事前防止措置及び過誤払い発生時の返金の確保に向けた対策の検討、当該情報システムを利用する者全てに対する本制度の周知及び注意喚起の徹底を通じた悪用防止、運用状況の継続的な監視等による利用者保護のための有効かつ適切な措置を講じるとともに、その実効性について不断に検証し、適時適切に見直すものとする。

十 本改正案の条文等に多数の誤りがあったことを深く反省し、再びこのようなことが起こらないよう再発防止策を徹底すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけたものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○富田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○富田委員長 起立多数。よって、本案に対し附